

(別添3)

平成18年8月25日

(社)不動産証券化協会

理事長 岩沙 弘道 殿

国 土 交 通 省

総合政策局不動産業課長

認可宅地建物取引業者の適正な業務運営について

今般、認可宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第50条の2第1項の認可を受けた宅地建物取引業者をいう。)であるオリックス・アセットマネジメント株式会社に対し、(別添1)のとおり、宅地建物取引業法第65条第1項の規定に基づく指示処分がなされたところである。

最近、不動産証券化市場においては、今般の事案に限らず、市場関係者の法令違反事案が相次いで認められているところであり、市場の健全な発展や不動産取引の公正の確保等の観点から、誠に遺憾である。

については、貴団体におかれては、これまでの法令遵守の取り組みに加え、更に今般の指示処分も踏まえて、不動産証券化市場の健全な発展のため、貴団体加盟の会員に対し、法令遵守体制の整備の徹底等を通じて、適正な業務運営の一層の確保が図られるよう、周知徹底されたい。